



評 定 書 (工法等)

申込者 共英製鋼株式会社 代表取締役社長 廣富 靖以 様

件 名 タフネジバーエポキシグラウト継手

令和4年1月19日付けで評定の申し込みのあった本件については、当財団コンクリート構造評定委員会（委員長：林静雄）において審査の結果、評定申込事項に係る技術的基準に照らし妥当なものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日より令和9年4月18日までとします。

令和4年2月16日



記

1. 評定申込事項

本評定は、平成12年建設省告示第1463号「鉄筋の継手の構造方法を定める件」第1項ただし書きに係る評定（2020年版建築物の構造関係技術基準解説書におけるA級継手）の申し込みがなされたものである。

2. 評定の区分 更新

3. 継手の概要 種類：SD295A、SD345、SD390、SD490
呼び名：D13、D16、D19、D22、D25、D29、D32、D35、D38、D41、D51
形状：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に適合する熱間圧延
異形棒鋼タフネジバー

4. 変更内容

- 1) 準拠規基準等を最新版に変更
 - ・建築物の構造関係技術基準解説書（2020）
 - ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（2018）
 - ・JASS5 鉄筋コンクリート工事（2018）
- 2) 組織の見直し及びそれに伴う品質管理体制の見直し
- 3) 継手作業資格証に顔写真を追加
- 4) 検査・講習書式の見直し

上記項目以外は既評定書（BCJ 評定-RC0019-09）のとおり

5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の製品の製造並びに工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。また、本評定は申込者による自主管理方法について行われたものであり、受入れに際しては、工事管（監）理者の判断による受入検査が行われることを前提としている。

以上